

# 消費税亡国論

早く安倍首相に気づいて欲しい

渡辺 真

平成 25 年 1 月 21 日

## 前文

昨年、民主党の野田内閣で消費税率を2段階で上げるという法律が通った。それは2014年4月に8%、2015年10月に10%というものである。安倍内閣は「消費税率を上げればどういう悪影響が出てくるか見極める」と言っている。

竹下内閣の消費税導入からそして橋本内閣が5%に上げてから、日本経済に酷い悪影響が出たのだから、さらに消費税を上げれば景気や経済は悪くなるのは明らかであり、逆に言えば消費税率を下げれば、さらに消費税をやめれば経済や景気が良くなるということをやうやく気付いたのだが、それを言い出すと狂人扱いされると言っている。だから「消費税をあげればどんな悪影響が出るのか見極めたい」と言っているのではないか。この声明には**重要なヒントがすでに提示されている**のである。

安倍内閣成立以来、安倍さんの政策を歓迎して（マスコミは足を引っ張ろうとしているが）円安は進み、株価は上昇している。このまま行けばこの20年の日本経済の沈滞・低迷と規模縮小やデフレを脱しうるのか、インフレ率の設定とお札の印刷だけで日本経済は上昇に転ずるのか。残念ながらそうはならない。消費税を上げたらたちまち日本経済は破綻する。そして安倍内閣の支持率は急落する。そうならない前に警告したい。

昨年末、私の会社の消費税の支払いから、消費税こそが日本経済低迷の最大の原因であることに気づいて、資料を集め、グラフや表を作った。それを他人にどう説明したら、納得してもらえるのか考えてきた。それを展開してみる。

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 消費税欠陥論 .....                          | 3  |
| 消費税導入後の経済と税収 .....                    | 3  |
| 消費税が導入されなかったら.....                    | 6  |
| 日本の消費税とはどういうものか.....                  | 7  |
| 消費税額は価格に消費税率をかけたもの .....              | 7  |
| 消費税額計算式 .....                         | 8  |
| 消費税額についてのいわゆる公式の説明 .....              | 8  |
| 人件費が控除できない.....                       | 9  |
| 人件費は、卸売業・販売業の仕入価格と同じ意味を持っている .....    | 9  |
| その他の経費も必須のものである .....                 | 9  |
| 流通段階で思わぬ利益（益税）が出る .....               | 10 |
| 益税はなぜ発生するのか.....                      | 11 |
| 益税は「仕入れ等に係る消費税額を控除する」から発生するのである ..... | 12 |
| 消費税計算方式に潜んでいた大間違い .....               | 12 |
| 消費者も含めた納税額と利益.....                    | 12 |
| 国税庁が提示する例でチェックしてみる .....              | 13 |
| 益税は過剰な価格上昇と経済規模縮小を生ずる .....           | 15 |
| 消費税は販売店だけで徴収すればいいのだ.....              | 15 |
| 中小企業は消費税を価格に全てを上乗せできない.....           | 15 |
| 消費税非課税は売上げ 1000 万以下の個人企業 .....        | 16 |
| 転嫁できない例をシミュレートする.....                 | 17 |
| 消費税を払って赤字になる .....                    | 18 |
| 生産者が作業を外注にした場合 .....                  | 18 |
| 正社員が派遣や外注に取って代わられる .....              | 18 |
| 消費税が法人税を食い、生活保護者を増やす .....            | 18 |
| 消費者は消費税を転嫁してほしくないのだ.....              | 19 |
| 消費税制度は自由主義経済を破壊する .....               | 19 |
| 政府や公共団体の正味発注額は税率上昇で減る .....           | 20 |
| 輸出企業には消費税が還付される .....                 | 21 |
| 大企業は輸出を増やそうとする .....                  | 21 |
| 消費税欠陥論から消費税亡国論へ .....                 | 21 |

## 消費税欠陥論

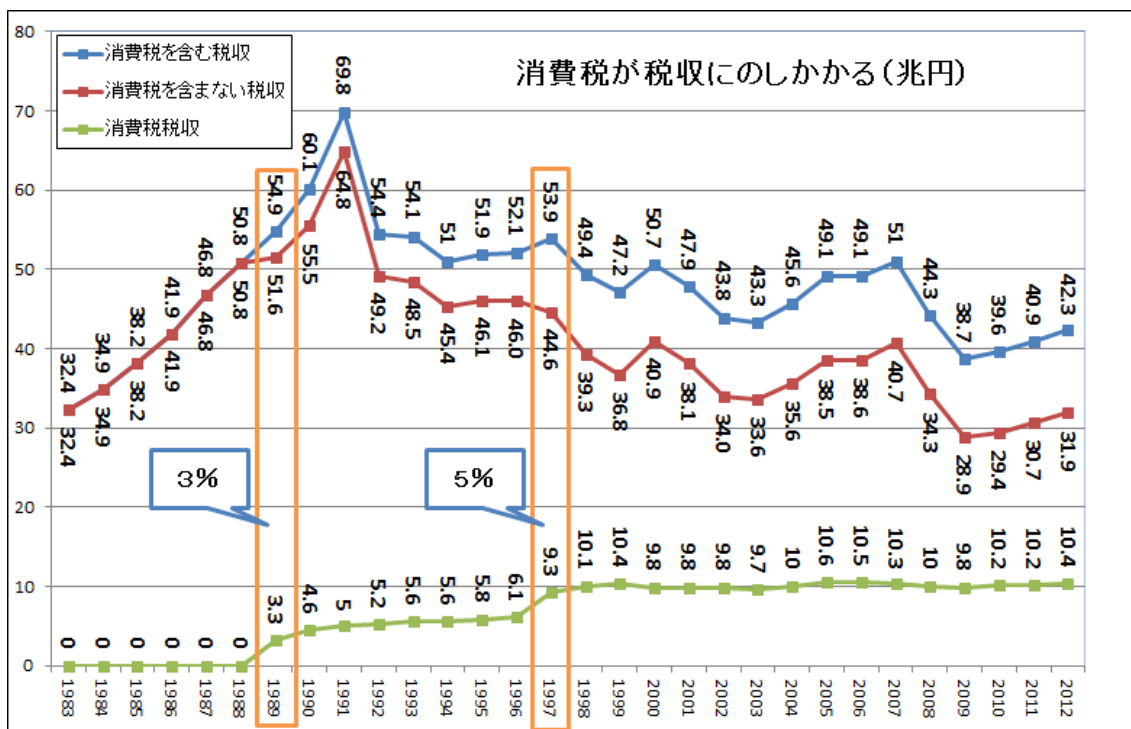
今まで少数だが消費税の欠陥を言っていた論者はいた。その論を列挙すると

- (1) 税を次の段階に転嫁出来ない
- (2) 大企業に益税効果が出て、富は中小零細から大企業に移る
- (3) 赤字企業に消費税還付が発生する
- (4) 輸出企業に巨大な消費税還付が出ている
- (5) 人件費その他費用は控除されない、正社員は減り、派遣や外注が増える

などである。論者は個別の欠陥について言うだけで、それを解析的に総合的に示したものではなかった。

## 消費税導入後の経済と税収

竹下内閣の1989年に3%の消費税を導入した、それから23年、そして1997年には5%にUPしたが、税収のグラフを見ればすぐわかることであるが日本経済はそれまでの上昇傾向を失って低迷、沈下の惨憺たる結果となった。

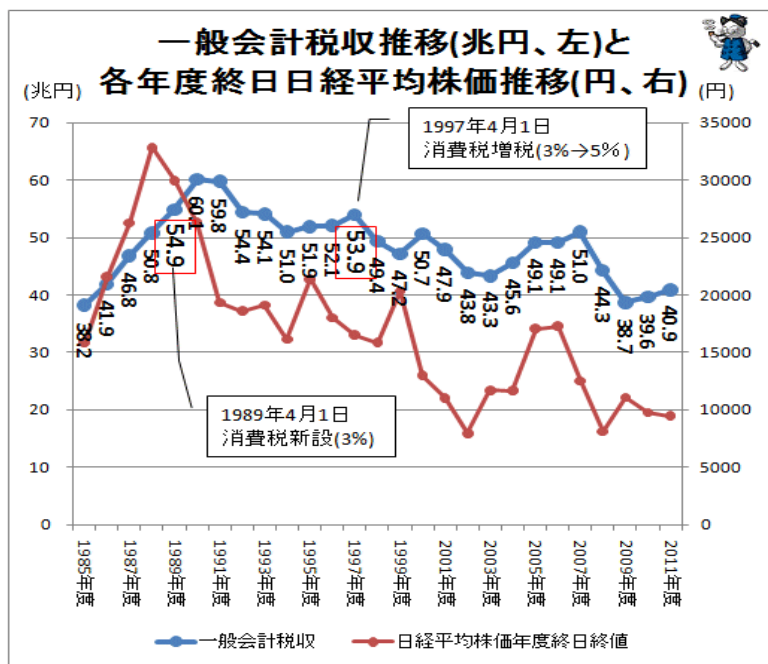


第1図 消費税税収とその他の税収の推移

この第1図の消費税導入からの税収の落ち込みのグラフは最も説得力がある。2012年の数値は予算であり実績ではない。消費税導入当時、これを推進する自民党は孤立状態で、選挙で保守系の候補者は大変苦戦を強いられた。上のグラフを見ても分かるように導入直後、それまでの上昇傾向は腰折れし、91年からは低迷状態、消費税を除けば下降傾向になったのである。茶色の線は消費税抜きの税収だが、これがもろに消費税の影響を受けて下降している。青い線は消費税込みの税収だがこれでさえも下降している。消費税が他の税

収を圧迫している、のしかかっているのである

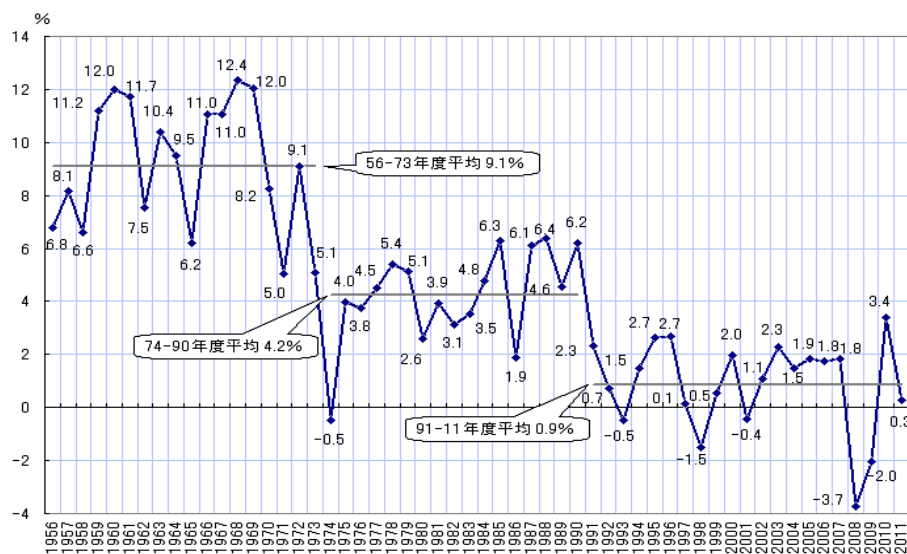
導入後の深刻な日本の状況について以下にグラフを2つ挙げる。



↑ 一般会計税収推移(兆円、右)と各年度終日日経平均株価推移(円、右)

第2図 一般会計税収と株価の推移

経済成長率の推移



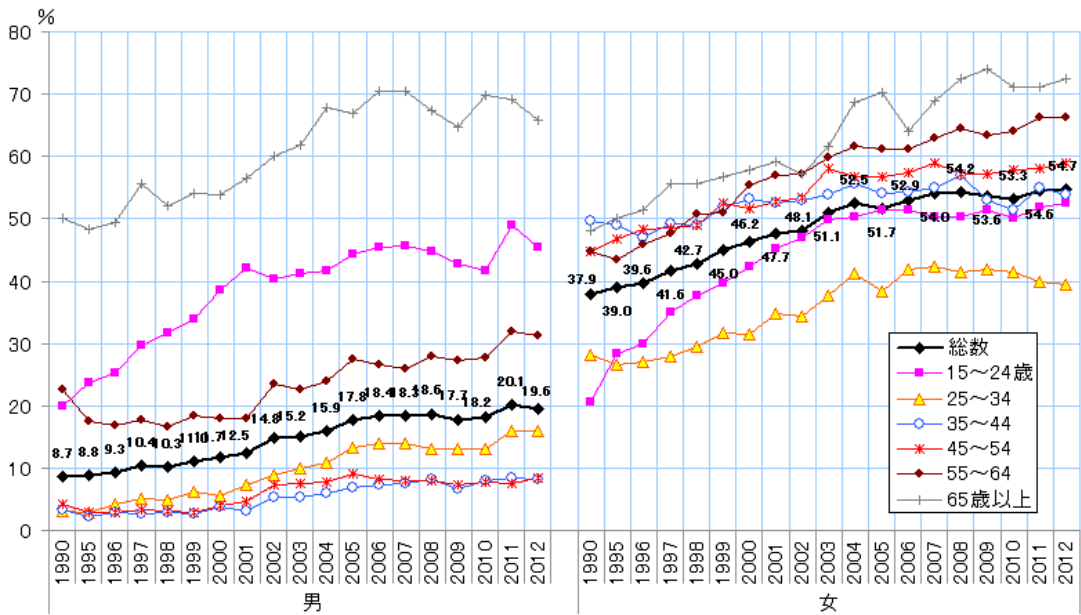
(注) 年度ベース。93SNA連鎖方式推計。平均は各年度数値の単純平均。1980年度以前は「平成12年版国民経済計算年報」(63SNAベース)、1981~94年度は年報(平成21年度確報)による。それ以降は、2012年7-9月期2次速報値 <2012年12月10日公表>。

(資料)内閣府SNAサイト

第3図 経済成長率の推移

また消費税導入以後、その犠牲者としての非正規労働者、失業者の推移を次に示す。

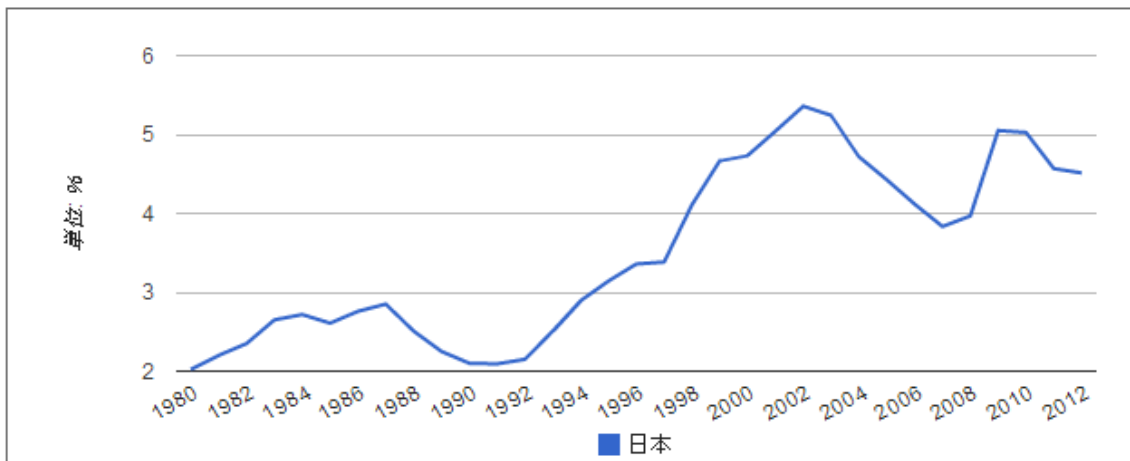
非正規雇用者比率の推移(男女年齢別)



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)に占める割合。1~3月平均(2001年以前は2月)。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。数値は男及び女の総数の比率。2011年は岩手・宮城・福島を除く。  
 (資料) 労働力調査

第4図 非正規雇用者比率の推移

この図を見れば男は2倍、女は1.5倍になったということが分かる。特に若い世代24歳以下では男女ともに、2倍をはるかに超えている。正社員になることができない経済構造が出現したからなのである。

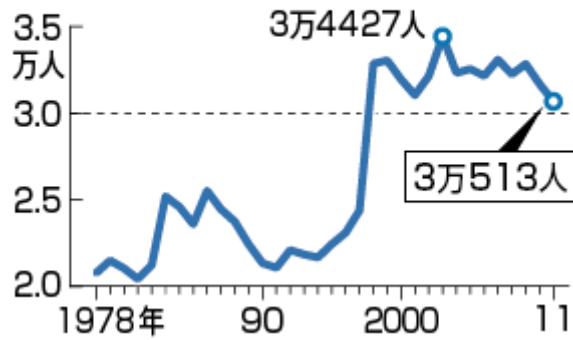


第5図 失業率推移

失業率は2倍以上になった。

自殺者の数は上昇を続け、5%への税率アップ以後3万人を超え続けている。ただ平成24年は3万人を割り込んだというニュースを最近聞いた。

### 自殺者数の推移 (警察庁調べ)

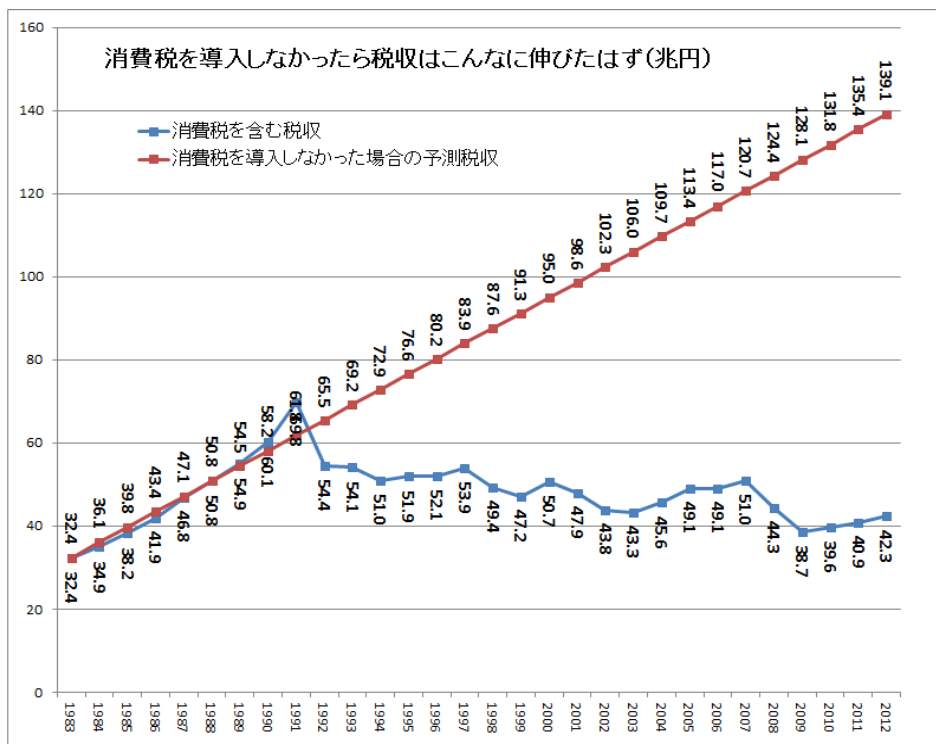


第 6 図 自殺者数の推移

このような指標はいくらでも出てくる。

### 消費税が導入されなかったら

第 1 図のグラフで注目すべきは消費税導入前の 1983 年から 1988 年までの税収の伸びである。この数年間の驚異的な伸びの傾向がそのまま続けばどうなったかというその予測グラフを以下に示す。



第 7 図 消費税を導入しなかったら税収はこんなに伸びたはず

この単純な予測では 2,000 年には税収は 90 兆円を突破し、2,012 年には 139 兆円になっ

ていたはずだ。今さらながら消費税導入が悔やまれる。この間の成長はどこに行ったのか、消費税導入と税率アップのために、日本の成長力はどこに行ったのか、どこかの国を潤したのか、これから解き明かしていきたい。

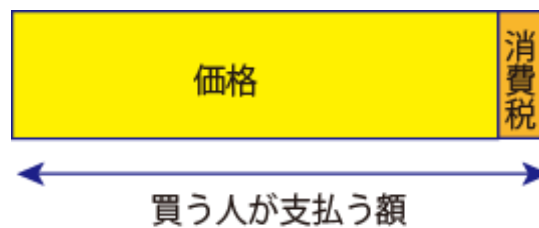
## 日本の消費税とはどういうものか

今までは消費税導入後の各種の経済動向の変化を主に示したが、こういう変化がなぜ起こるのかを解析的に示していく。

消費税は買うものや受けるサービスに掛かるのである。一般消費者が食料品や住宅やパソコンなど買った時、または洗濯屋のサービスを受けた時などに掛かるものである。また国や地方自治体が企業から商品を買った時やサービスを受けた時にも掛かる。

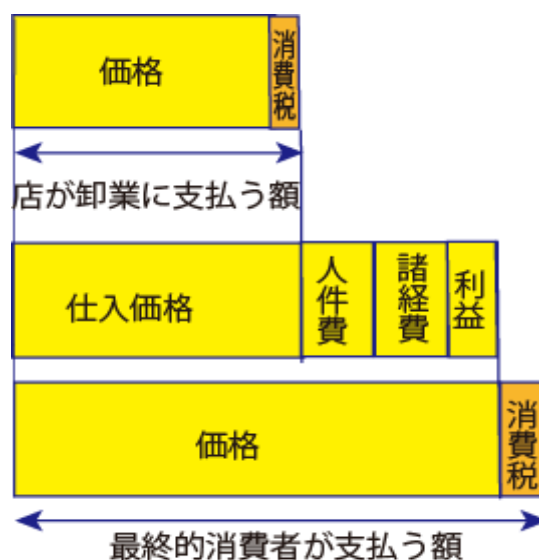
## 消費税額は価格に消費税率をかけたもの

商品またはサービスの価格に今は5%の消費税を上乗せして店に払う。どんな商品でもサービスでも問わない、全ての商品やサービスに掛かる。「食料品には軽減税率を」などと言って選挙民の歓心を買おうとする政党もあるが、今のところ全て同じ税率である。注意すべきは「価格に掛かる」ということであり、「利益に掛かる」のではない。また「付加価値に掛かる」のでもない。下の絵は消費税率が10%の場合のものである。



第8図 支払う額

また、注意すべきは全ての取引の段階にこれが掛かるのである。決して消費の段階だけではない。(注：アメリカの物品税は最終段階の消費者にだけ掛かる)



第9図 仕入価格と販売価格と消費税



実際には、商品は生産者から卸売業を何段階も経て販売店に渡る。

### 消費税額計算式

最終消費者は買った都度、税務署に納税していない。買った時に店に払っているのだが、店はその預かった消費税を期末にまとめて納税する（実際は次の半期末に今期納税額の半分を予定納税する）。だが、仕入れた時に卸業者に払った消費税分の総額は納税額から差し引けることになっている。その数式は

$$\begin{aligned} \text{消費税納税額} &= \Sigma \text{販売価格} * \text{消費税率} - \Sigma \text{仕入価格} * \text{消費税率} \\ &= (\Sigma \text{販売価格} - \Sigma \text{仕入価格}) * \text{消費税率} \end{aligned} \quad \text{----- (1)}$$

以下に一例を示す。消費税率を 10%として計算している。この表の中の経費とは第 9 図で示した人件費+諸経費+利益をまとめて経費としている。諸経費の中のすべてのものには消費税が含まれていないものとしている。含まれているとするとその分だけさらに消費税納税額が減ってしまうので、説明を簡単にするために含まれていないと仮定した。また、数値の単位は円で説明するが、億円でも、万円でもよい。

|         | 仕入     | 経費     | 価格     | 消費税<br>10% | 価格+<br>消費税 | 消費税<br>納税額 |
|---------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|
| 生産者     | 0.0    | 1000.0 | 1000.0 | 100.0      | 1100.0     | 100.0      |
| 第 1 次卸  | 1100.0 | 100.0  | 1200.0 | 120.0      | 1320.0     | 20.0       |
| 第 2 次卸  | 1320.0 | 100.0  | 1420.0 | 142.0      | 1562.0     | 22.0       |
| 販売店     | 1562.0 | 100.0  | 1662.0 | 166.2      | 1828.2     | 24.2       |
| 国と地方の税収 |        |        |        |            |            | 166.2      |

第 1 表

### 消費税額についてのいわゆる公式の説明

上の表でのもっとも右の列の納税額について財務省などが行っているいわゆる公式な説明は次のようなものである。

■生産者が人件費を投入して 1,000 円の商品を作り、第 1 次卸に売ったとする、生産者段階での消費税は 100 円である。そして仕入がないので消費税の納税額も 100 円である。

■次の第 1 次卸では仕入は 1,100 円で、ここでも経費 100 円を投入して、1,200 円の価格で次の 2 次卸に売ったとする。消費税は 10%だから 120 円で次の段階の 2 次卸に売る額は 1,320 円となる。すでに仕入価格に 100 円が含まれているのでこの段階では 20 円だけが納税額となる。

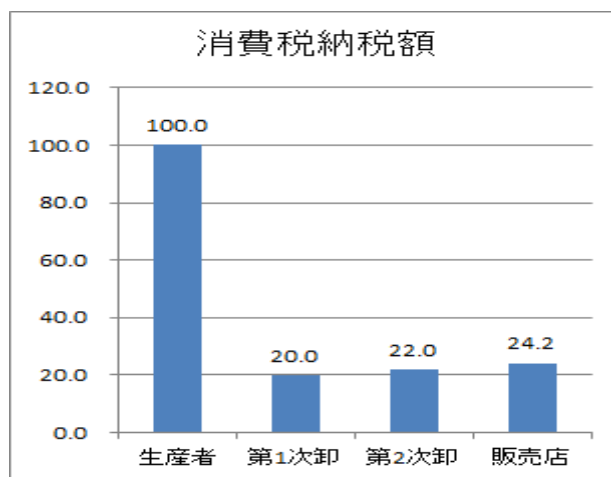
■第 2 次卸では仕入は 1320 円。経費 100 円を投入して 1,420 円。これに消費税 10%の 1,42 円を載せて販売店に 1,562 円で売る。仕入れた時 120 円の消費税を払っているの、消費税納税額は 22 円。

■販売店では仕入は 1562 円。経費 100 円を投入して 1662 円。これに消費税 10%の 166.2

円を載せて 1,828.2 円で売る。仕入れた時 142 円の消費税を払っているので、消費税納税額は 24.2 円である。

■各段階で負担した消費税納税額の総額は国と地方が受け取る税収となり、166.2 円で、最終消費者が最終段階で支払った 166.2 円と一致する。上の表の黄色の 2 つのセル参照。

この第 1 表の消費税納税額を棒グラフで示す。



第 10 図 消費税納税額

このいわゆる公式の説明に納得して、なるほど消費税は広く浅く負担して、良い制度だと思われる人がいるかもしれない。そうではないことを以下に説明していく。

### 人件費が控除できない

この例では生産者に仕入はないとしているので、価格の 10%がそのまま消費税納税額となっているのである。植木屋や修繕屋、洗濯屋などの人件費比率の高い業種は高い消費税額を払っているのである。

つまり前記 1 式の仕入価格は人件費（給料や法定福利費）を含めないのである。よって消費税額は価格に税率を掛けた額となる。3%ぐらいではそれほど負担は感じないかもしれないが、これが 5%となるとずしりと重くなり、10%になれば耐えられないほどになる。

### 人件費は、卸売業・販売業の仕入価格と同じ意味を持っている

もう一度、第 1 表を見てもらいたい。生産者にとっての人件費は卸業者や販売店の仕入価格と同じ意味を持つものではないのか。その生産物は人の労力やアイデアを投入し時間をかけて出来上がったものである。卸売業と販売店でも社員に払う給与は仕入価格と同じ意味を持つのだ。

### その他の経費も必須のものである

製品を作り出すためのその作業場所に支払った費用も仕入と同様な扱いをされるべきなのである。第 1 次卸や第 2 次卸でも保管や加工や運搬のために人件費などの費用を掛けている。販売店でも最終販売物を仕上げるために人件費や店舗費用を掛けている。この表で

は経費の列の数値のうち利益分を除く部分については課税してはならないものである。

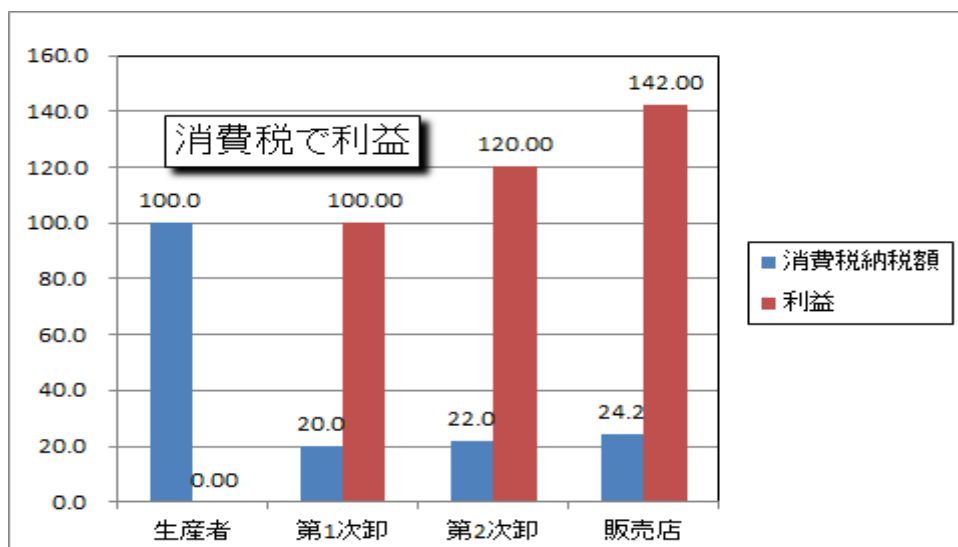
### 流通段階で思わぬ利益（益税）が出る

第1表に右に列を追加して各段階での利益を計算してみよう。

|         | 仕入     | 経費     | 価格     | 消費税<br>10% | 価格+<br>消費税 | 消費税納<br>税額 | 利益              |
|---------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------------|
| 生産者     | 0.0    | 1000.0 | 1000.0 | 100.0      | 1100.0     | 100.0      | 0.0             |
| 第1次卸    | 1100.0 | 100.0  | 1200.0 | 120.0      | 1320.0     | 20.0       | 100.0           |
| 第2次卸    | 1320.0 | 100.0  | 1420.0 | 142.0      | 1562.0     | 22.0       | 120.0           |
| 販売店     | 1562.0 | 100.0  | 1662.0 | 166.2      | 1828.2     | 24.2       | 142.0           |
| 国と地方の税収 |        |        |        |            |            | 166.2      | 利益の和<br>は 362.0 |

第2表 利益計算を追加

ここで言う利益とは法人税法上の利益ではなく、あくまでも世間常識的な利益のことであり、収入から支出を引いたものとしている。その収入とは消費税込みで売った価格であり、支出とは仕入価格と経費と消費税納税額の和である。例えば、1次卸は1,100円で仕入れたものを1,320円で2次卸に売ったのだから220円の差額がでる。これから経費100円と消費税納税額20円を引いても100円の利益が出てしまう。生産者を除く各段階でこのような利益が発生する。2次卸では120円、販売店では142円の利益が出る。まとめて見ると生産者のつくった1,000円のもものが最終的に1,828.2円になったのであり、この間で828.2円の上昇になった。その内訳は経費300円、消費税が166.2円、利益の和362円となったのである。この利益は企業努力で出たものではなく、消費税がもたらした人為的なものである。ところが生産者にはこのような利益は発生しない。第1次卸から販売店までのこの利益は消費税から生じたものなのに、消費税制度では徴収できないのである。これが消費税の抱える重大欠陥の一つである。



## 第 11 図 消費税で利益発生

第 11 図の表している不公平、すなわち消費税を多く払う企業と思わぬ益税という利益を獲得する企業の間で平均化すべきであるが、その前に根本的に考え直さなければならぬ問題がまだまだある。

### 益税はなぜ発生するのか

なぜ益税というべき利益が出てしまうのかを以下に示す。

消費税納税額の式は 1 式に書いたものを再掲すると

$$\begin{aligned} \text{消費税納税額} &= \Sigma \text{販売価格} * \text{消費税率} - \Sigma \text{仕入価格} * \text{消費税率} \\ &= (\Sigma \text{販売価格} - \Sigma \text{仕入価格}) * \text{消費税率} \end{aligned}$$

財務省はこの納税額だけを指定している。利益については書いていない。しかし、前にも書いたが、普通言われる利益というものは入金額（消費税を含む売り渡し価格）から出金額（仕入価格＋経費＋この段階の消費税納税額）を引いたものである。

理解しやすいように変数 A、B、C を定義する。（消費税額と消費税納税額は違うものだということにご注意）

A=仕入価格

B=経費

C=消費税率

とすると

$$\text{入金額} = (\text{仕入れ価格} + \text{経費}) * (1 + \text{消費税率}) = (A+B) * (1+C)$$

$$\text{この段階の消費税額} = (\text{仕入れ価格} + \text{経費}) * \text{消費税率} = (A+B) * C$$

前段階の消費税額はこの段階の仕入価格から計算でき、

$$\begin{aligned} \text{前段階の消費税額} &= \text{仕入れ価格} * (\text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})) \\ &= A * (C / (1 + C)) \end{aligned}$$

よって 1 式によって

$$\begin{aligned} \text{この段階の消費税納税額} &= \text{この段階の消費税額} - \text{前段階の消費税額} \\ &= (A+B) * C - A * (C / (1 + C)) \end{aligned}$$

となります。すると利益を 1 つの式に表すと

$$\begin{aligned} \text{利益} &= (\text{仕入れ価格} + \text{経費}) * (1 + \text{消費税率}) - (\text{仕入れ価格} + \text{経費} + ((\text{仕入れ価格} + \text{経費}) \\ &\quad * \text{消費税率} - \text{仕入れ価格} * (\text{消費税率} / (1 + \text{消費税率}))) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利益} &= (A+B) * (1+C) - (A+B + ((A+B) * C - A * (C / (1 + C)))) \\ &= (A+B) + (A+B) * C - (A+B) - (A+B) * C + A * (C / (1 + C)) \\ &= A * (C / (1 + C)) \end{aligned}$$

なんとこれは、前段階の消費税額である。

$$\text{利益 (益税)} = \text{前段階での消費税額} \text{-----}(2)$$

第 2 表の 1 次卸の行で見ればあきらか

$$\text{1 次卸の利益} = (1100 + 100) * 1.1 - (1100 + 100) - ((1100 + 100) * 0.1 - (1100) * 0.1 / 1.1)$$

$$=1320-1200-(120-100)$$

$$=120-20=100$$

の式で 100 円になるのです。これはその前段階つまり生産者の 10%消費税額と同じです。第 2 表で見れば、全ての段階の利益は前の段階の 10%消費税額だと確認できるでしょう。

### 益税は「仕入れ等に係る消費税額を控除する」から発生するのである

もう一度、第 1 式を見ていただきたい。

$$\text{消費税納税額} = \Sigma \text{販売価格} * \text{消費税率} - \Sigma \text{仕入価格} * \text{消費税率}$$

として納税額を定義している。これは

$$\text{消費税納税額} = \text{この段階の消費税 10\%の税額} - \text{前の段階の消費税 10\%の税額}$$

と書ける。ここでお分かりのように利益すなわち益税は、前の段階の消費税 10%を差し引いたから発生したのである。どの表でも各段階で

$$\text{利益 (益税)} = \text{消費税 10\%の税額} - \text{消費税納税額}$$

となるのである。消費税の方式そのものに利益 (益税) 発生 の原理を含んでいるということが理解できたことと思う。結論を言うと、国税庁、財務省が説明する

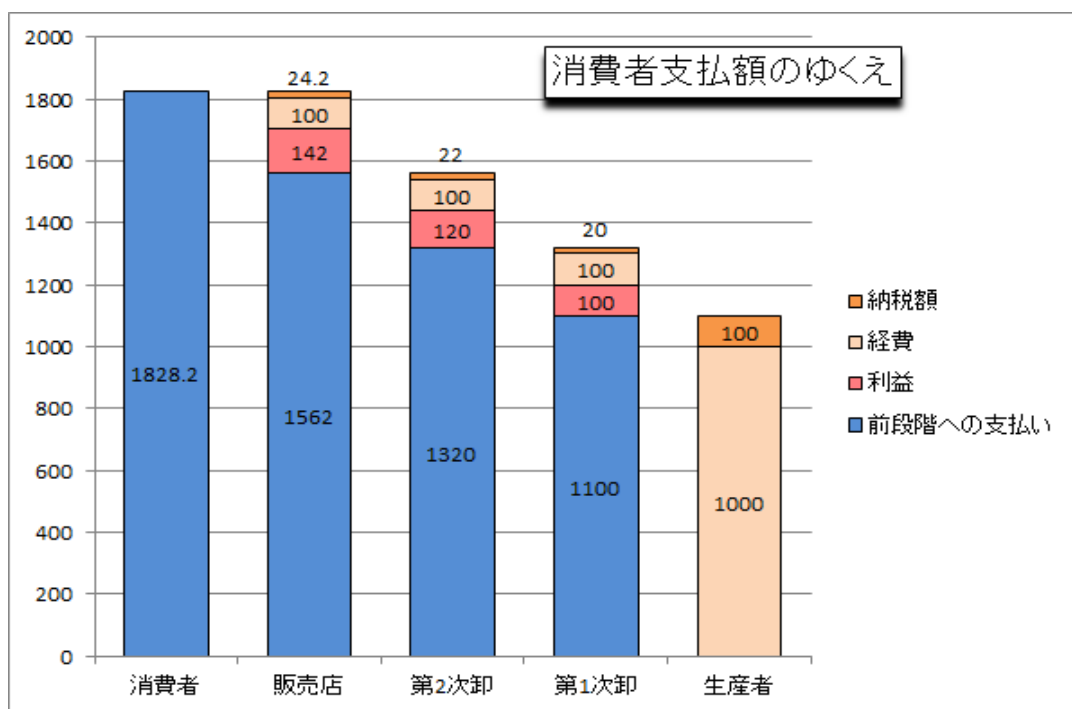
「生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています」の「課税仕入れ等に係る消費税額を控除する」方式が間違っているのである。その控除額そのものが益税となって、価格を不当に上げているのである。

### 消費税計算方式に潜んでいた大間違い

「消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です」とか「消費税は、事業者に負担を求めるものではありません」とか「税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品やサービスを提供を受ける消費者が負担することとなります」とかの消費税宣伝を何度も聞かされて、消費税は国民が広く浅く負担するからよいのだと聞かされ、それこそ国民全体が騙されてきた。この制度が持つ欠陥がここでようやく明らかになった。消費者は不当に高い価格で商品を購入し、またサービスを受けてきた。中間の取引業者は益税という利益を受けてきたのである。

### 消費者も含めた納税額と利益

第 2 表の数値から、消費者の支払い額がどう流れて行ったのかを棒グラフにしたのがこの第 12 図である。



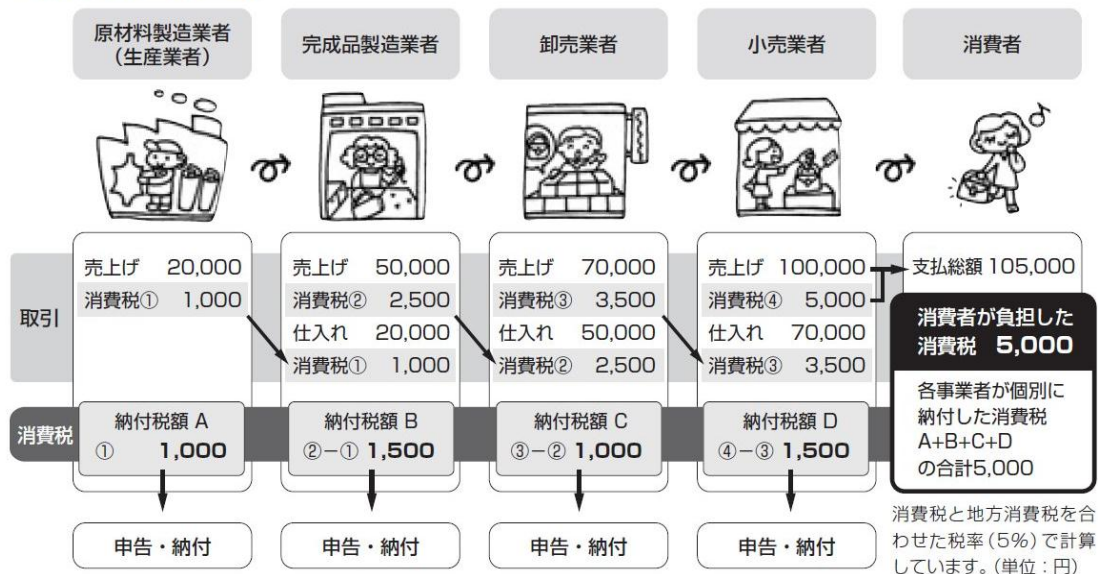
第 12 図 消費者支払額のゆくえ

消費者は 1,828.2 円を販売店に払い、販売店はそのうち 1,562 円を第 2 次卸に支払い、24.2 円を税務署に支払い、100 円を経費として取り、142 円は利益として取る。第 2 次卸は 1,562 円から 1,320 円を第 1 次卸に支払い、22 円を税務署に支払い、100 円を経費として取り、120 円を利益として取る。以下第 1 次卸、生産者へと金は流れる。生産者は 1,100 円を受け取って、支払先がないので 100 円が納税額となり、1,000 円は経費（控除できない人件費）として使う。利益（益税）は仕入元を持ち支払先を持つ中間の業者に発生する。生産者は仕入がないので大きな消費税を負担する。

### 国税庁が提示する例でチェックしてみる

以下のイラストは国税庁の資料「消費税はどんな仕組み？」の一部である。この例で、前の計算が正しいかこのイラストでチェックしてみよう。

■消費税の負担と納付の流れ



第 13 図 国税庁のイラスト

このイラストでは消費税率は 5%である。この数値を表計算のシートに載せてみよう。

|        | 仕入    | 経費    | 価格     | 消費税<br>5% | 価格+<br>消費税 | 消費税<br>納税額 | 利益   |
|--------|-------|-------|--------|-----------|------------|------------|------|
| 生産者    | 0     | 20000 | 20000  | 1000      | 21000      | 1000       | 0    |
| 第 1 次卸 | 21000 | 29000 | 50000  | 2500      | 52500      | 1500       | 1000 |
| 第 2 次卸 | 52500 | 17500 | 70000  | 3500      | 73500      | 1000       | 2500 |
| 販売店    | 73500 | 26500 | 100000 | 5000      | 105000     | 1500       | 3500 |
| 合計     |       | 93000 |        | 12000     |            | 5000       | 7000 |

第 3 表 イラストの数値を表計算に載せてみる (消費税率 5%)

イラストの取引段階の名前は原材料製造業者 (生産業者)、完成品製造業者、卸売業者、小売業者であるが、ここではそれぞれ生産者、第 1 次卸、第 2 次卸、販売店に変えてある。イラストでは各段階で売り上げを直接設定しているが、表計算では経費の数値をイラストの売上げから仕入を引いて計算式を入れた。

合計の行を見ていただきたい。経費の合計は 93,000 円であり、消費税納税額は 5,000 円であるので、本来は消費者にはその和の 98,000 円で渡るべきなのであるが、消費者は 105,000 円を払っている。すなわち 7,000 円余計に払っているのだ。この 7,000 円は利益の列の合計になっている。つまり余計に払った 7000 円は 1 次卸、2 次卸、販売店の益税になっているのである。イラストでは売り上げを直接設定してあり、消費税込の仕入額と売り上げの差、すなわち表の経費には、人件費、諸経費、そして利益が含まれているはずだ。それなのに、「思わぬ利益」と言っている益税が発生してしまっている。国税庁がこの益税発生を認めているということだ。

くどいようだが、第 3 表を消費税率 10%で計算してみる。

|      | 仕入    | 経費    | 価格     | 消費税<br>10% | 価格+<br>消費税 | 消費税<br>納税額 | 利益    |
|------|-------|-------|--------|------------|------------|------------|-------|
| 生産者  | 0     | 20000 | 20000  | 2000       | 22000      | 2000       | 0     |
| 第1次卸 | 22000 | 28000 | 50000  | 5000       | 55000      | 3000       | 2000  |
| 第2次卸 | 55000 | 15000 | 70000  | 7000       | 77000      | 2000       | 5000  |
| 販売店  | 77000 | 23000 | 100000 | 10000      | 110000     | 3000       | 7000  |
| 合計   |       | 86000 |        | 24000      |            | 10000      | 14000 |

第4表 イラストの数値を表計算に載せてみる（消費税率10%）

ここで変えたのは消費税率を10%にしたことであり、各段階の売上げは変えていない。つまり、各段階の経費は5%の場合よりも減っている。各段階の益税（利益）は2倍になっている。消費者に渡るまでの経費の合計は86,000円で、消費税納税額は10,000円であるので、消費者には96,000円で渡すべきであるが110,000円払うのである。余計に払った分14,000円は各段階の利益（益税）となって配分されてしまう。

### 益税は過剰な価格上昇と経済規模縮小を生ずる

第2表のことを繰り返すが、1,000円で生産者が作ったものが、第1次卸、第2次卸、販売店で100円ずつ経費を加えて、1,300円のものが、消費者に渡ったとき1,828.2円になってしまう、すなわち528.2円加算されてしまう。その中に166.2円の消費税額の合計が含まれている。つまり362円の人為的な利益(益税)の合計が発生している。税制が社会的な不正を発生させているのである。益税を加算しないで、消費者の手に商品が渡れば、その値段は

$$1,000 + 300 + 166.2 = 1,466.2$$

である。1,828.2円 - 1,466.2円 = 362円という益税は消費者が不当に搾取されている金額なのである。当然その金額分、消費者の購買意欲は小さくなり、経済規模が縮小する。各流通段階は消費者に買って欲しいから、消費税分を安くすることにより、消費税を価格に載せない、転嫁しない状況が生まれているのである。

### 消費税は販売店だけで徴収すればいいのだ

今の消費税制度は消費税納税額とは別の益税を発生させ、消費者から不当に搾取していると述べてきたが、それをやめさせ、販売店だけで消費税を取れば、益税の負担が減る。計算も単純である。その分、税務の役人の数も減るだろうし、企業会計も税理士も、公認会計士も作業量は大幅に減る。アメリカの物品税と同じになる。

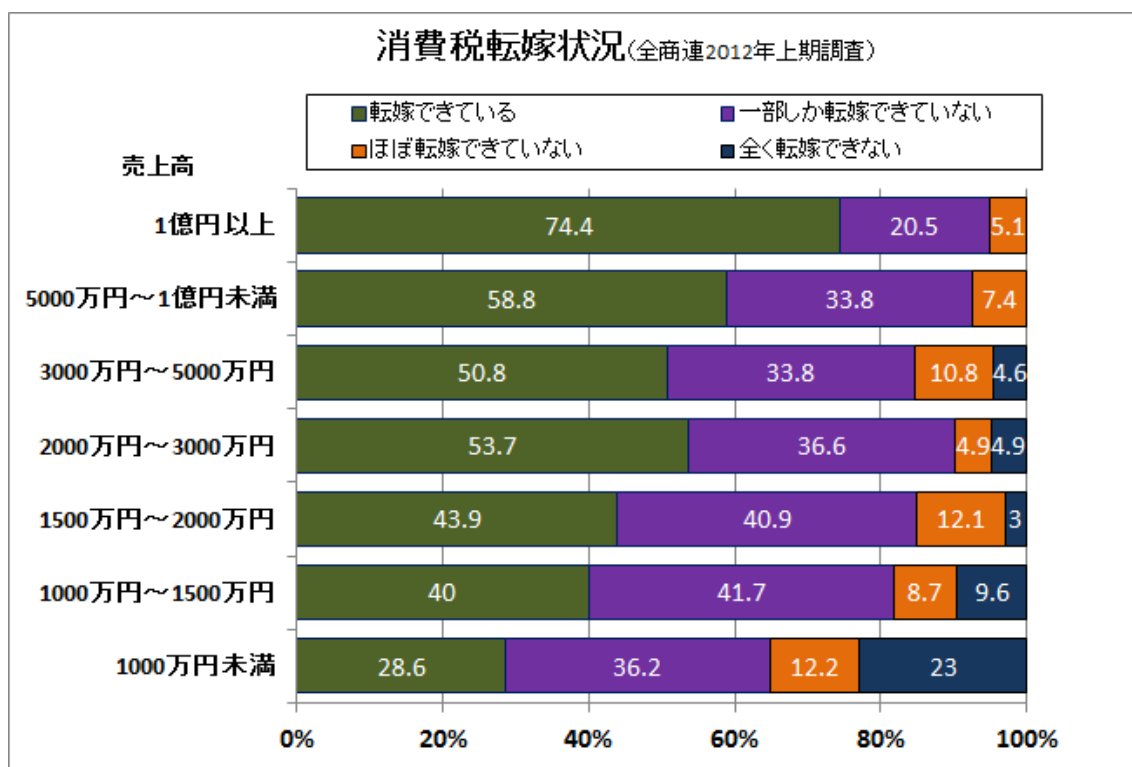
### 中小企業は消費税を価格に全てを上乗せできない

立場の強い買い手は、この消費税率の上乗せを嫌がる例が多い。売り手が多い時は競争で納入させる。立場の弱い売り手は競争に勝つためにも、値引きをするのだから、消費税分を値引くことが普通に行われる。そういう取引を知っていれば買い手は購入する時また



はサービスを受ける時、それまでと同じ金額で発注するように要求する。それが会社に対する義務でもある。

以下は消費税の価格転嫁が可能かどうかのアンケートに基づくグラフである。上記説明の正しさを示している。大企業が堂々と消費税を転嫁できるのに、一方、中・小・零細は転嫁できないという状況を、「消費税は弱いものいじめ」だと言う人がいる。



第 14 図 消費税転嫁状況

### 消費税非課税は売上げ 1000 万以下の個人企業

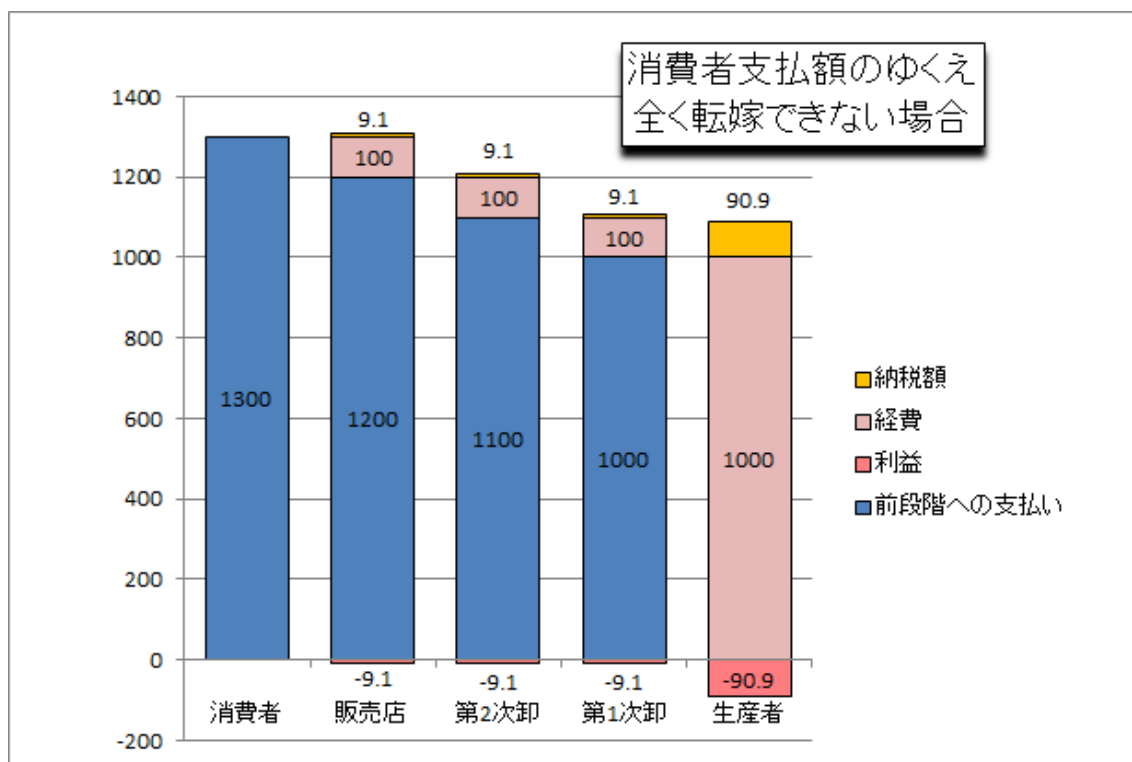
そういう状況だからさらに消費税率が UP したからといって、ほいほいとお客は今までの仕事にプラスして消費税額を乗せてくれるか？ 載せてくれる訳がない。消費税分を差し引いて仕事量を発注するのは当然ではないか。そんな理由があるからか、現在は売上が 1,000 万円以下の企業は預かった消費税を申告、納税しなくてもいいのである。そんな企業はせいぜい一人か二人の企業で、人件費だけが出費であろうから消費税を取らないということであろうか。1,000 万円を超えたら 100 万円の納税をしなければならないとしたら、そのギリギリのところまで収入を落とすことを考えるであろう。正社員を抱える企業は、こういう事情だからと個人企業になって独立してくれという圧力を高める可能性がある。背に腹は代えられないのだから。

## 転嫁できない例をシミュレートする

|         | 仕入=C   | 経費=F   | 価格=C+F | 消費税 10%だが載せられぬ | (価格+ゼロ消費税)=A | 消費税は納税しなければならぬ=B | 利益=A-B-C-F |
|---------|--------|--------|--------|----------------|--------------|------------------|------------|
| 生産者     | 0.0    | 1000.0 | 1000.0 | 0              | 1000.0       | 90.91            | -90.91     |
| 第1次卸    | 1000.0 | 100.0  | 1100.0 | 0              | 1100.0       | 9.1              | -9.1       |
| 第2次卸    | 1100.0 | 100.0  | 1200.0 | 0              | 1200.0       | 9.1              | -9.1       |
| 販売店     | 1200.0 | 100.0  | 1300.0 | 0              | 1300.0       | 9.1              | -9.1       |
| 国と地方の税込 |        |        |        |                |              | 118.21           |            |

第5表 転嫁できない例

この例では、生産者から販売店までの全段階において消費税を価格に載せられないとしたものである。また1次卸、2次卸、販売店での経費は全て100円であるとした。生産者は消費税100円を価格に載せられず1,000円のまま第1次卸に売る。第1次卸は消費税110円を載せられず、1,100円で第2次卸に売る。第2次卸は消費税120円を載せられず、1,200円で販売店に売る。販売店は消費税130円を載せられず、1,300円で最終消費者に売る。全段階で苦しいが消費税は納めなければならない。すると利益は全ての段階で赤字が生じている。以下の棒グラフは消費者が払った1,300円は販売店に渡し、経費100円と第2次卸への支払い1,200円となる。消費税9.1円はそのまま損失の-9.1円となる。第1次卸の次の生産者に支払われた1,000円はそのものが経費（控除できない人件費）で、消費税の90.9円はそのまま消費税納税額となり、それがそのまま損失となる。



第15図 全く転嫁できない場合の消費者支払額のゆくえ

この場合でも、消費税納税額の総額は(第3表の税込)/(第1表の税込)=118.2/166.2=0.58、すなわち58%は確保しているのだ。また転嫁できないこのケースの場合、すべての段階で益税は消えて、損失だけであるが、最も損失が大きいのは人件費だけが経費の生産者である。大きな納税額そのものが大きな損失額、すなわち赤字となっている。

### 消費税を払って赤字になる

この例では、利益はなくなり納税額そのものが赤字になる。ここに、消費税の恐ろしさがある。企業に利益をもたらさないのに、税収は確保されるということだ。生産者や卸、販売店はどのようにしてこの赤字をやりくりするのか。人件費や経費を節減しなければならない。特に人件費の大きな比率の企業は役員をはじめとして社員の給料を減らすしかない。社員を減らしてそれを外注や派遣社員に代えるしかない。現在、大手の電機メーカーから大量のリストラという名の首切りが発生しているが、まさにそれは消費税のためである。そして外注や、派遣社員の年収は正社員に比べればかなり低く、それこそ惨憺たるものである。現在の日本の状況は第14図に表されているのである。消費者には消費税による価格の上昇に耐えられないから、流通の各段階は消費税を転嫁できないのだ。特に益税などは発生させられない。それでも生産者以外の損失は生産者に比べれば、それほど大きくない。10分の1でしかない。

### 生産者が作業を外注にした場合

上で、人件費の大きい企業は正社員の人件費を減らすしかないと書いたが、生産者が正社員をやめさせ、派遣業から人を派遣させたらどうなるか。計算するまでもないことだが、それまで生産者が負っていた苦境(納税額や赤字)が外注に移転する。簡単に社員をやめさせ、外注にしたらとか書いたが、そんな厳しいことは出来ないから経営者は苦境を抜けられないのだ。

### 正社員が派遣や外注に取って代わられる

生産者の外注はそれまで正社員が受けていた支払分から消費税納税分を減らした収入となる。以上のことから次のことが言える。

(1) 生産者は正社員を抱えておくと、その人件費は控除できないので、外注化する方が消費税納税額が減り、利益が増える。正社員は消費税率が上がるほど、派遣社員に取って代わられる。

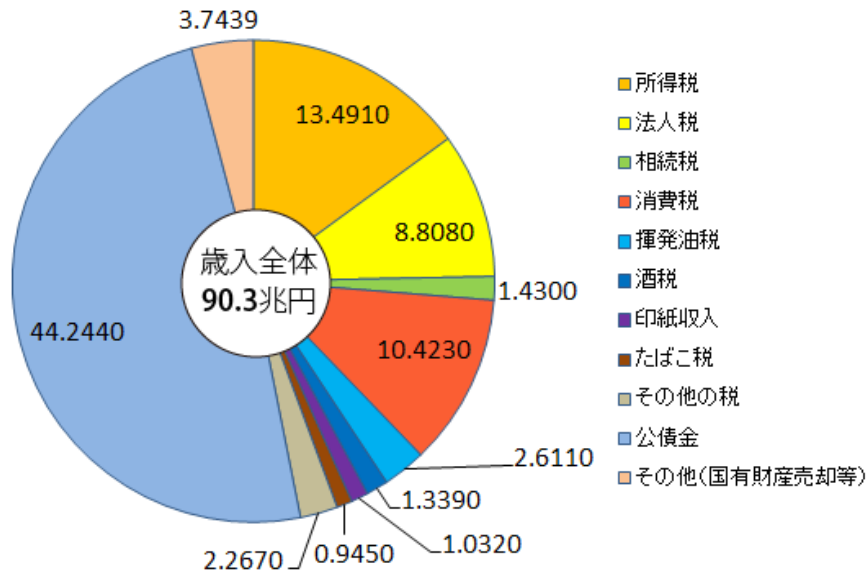
(2) 派遣社員の収入は消費税を納税する分だけ減額となる。

このようにして、第4図、第5図で示したように、非正規労働者や失業者が急増したのである。

### 消費税が法人税を食い、生活保護者を増やす

消費税が法人としての利益を食い、正社員を減らし、派遣や失業者を増やすということ

を今まで述べた。第 1 図を再度見て欲しい。消費税導入後、それ以外の税収は腰折れし、沈滞し、低迷期に入ってしまった。消費税が法人税や所得税を圧迫してきたのである。まさにこれがこの失われた 20 年の日本経済の状況である。ちなみに 2012 年度の歳入を円グラフで示すと以下の円グラフになる。



第 16 図 歳入全体の円グラフ (2012 年予算による)

### 消費者は消費税を転嫁してほしくないのだ

財務省もマスコミも学者も政治家のほとんども消費税を次の取引先に転嫁出来ないことが悪い、困ったことだ、情けないといっている。改めなければならないと言っている。しかし消費者にとって転嫁してほしくないのは当然だ、消費者の懐には税率アップ前と同じ金額しかないのだ。もともと生産者が作った時は 1,000 円だった。卸売業二社と販売店の手数料 100 円ずつ加えたって 1,300 円になるだけだったものが 1,828 円にまでなっている。そんなものを消費者は買うものか。途中では益税が発生しているではないか (第 2 表と第 11 図、第 12 図)。そんなべらぼうな価格のものは要らない。要するにこれが消費者の常識だ。何が「デフレマインド脱却」だ。物価というものは本来、需要と供給で決まるものである。買いたくないという気持ちが増えれば、物価は下げざるを得ないのだ。

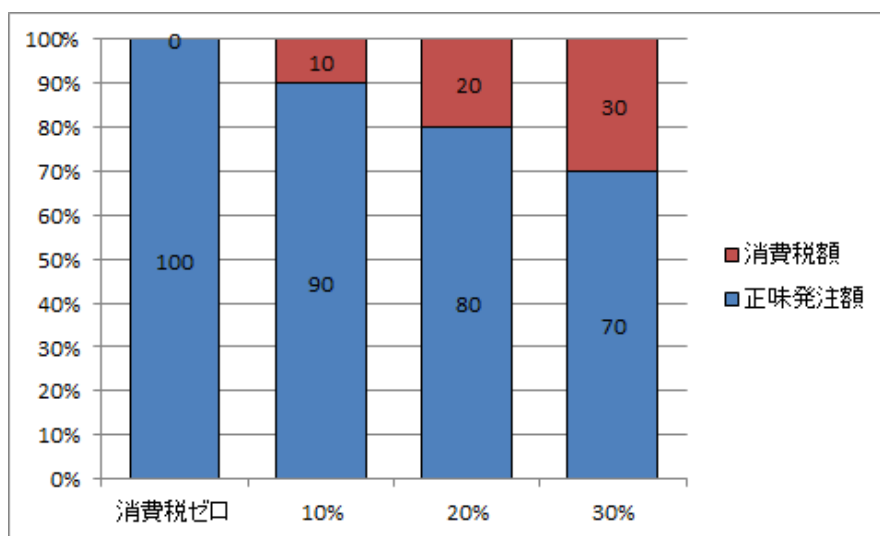
### 消費税制度は自由主義経済を破壊する

自由主義経済であれば物価は需要と供給で決まる。ところが消費税制度は強制的に物価を上げさせる方式である。店は消費税を消費者に転嫁し、すなわち消費税を含む販売価格を上げないと消費税を払えない。上げれば消費者は買えないし買わない。だから生産者から販売店まで本来の価格を下げ、つまり費用 (人件費など) を削って消費者に渡そうとする。消費税を払うために実体経済が縮むのだ。国がものを買う時の予算からしてそうなのではないか。価格を無理やり上げようとするのは国家社会主義である。今の日本は国家総動員法の時代のように統制経済になってしまった。「低所得階層には軽減税率を適

用する」とか言って、ますます政治家や官僚が経済に介在するようになっている。

### 政府や公共団体の正味発注額は税率上昇で減る

政府や公共団体でさえ、購入するものまたは労務の提供を受けた場合、建前として消費税をつけて払うことになっている。消費税が導入される前後で、その他の経済や財政事情が全く同じであったと仮定しよう。歳入が変わらないとすると、消費税分を予算化しているわけではないのだから歳出も変わらない。消費者のポケットと同じなのだ。するとその歳出の中に消費税額を含めて民間に発注するのである。民間の受け取る額は消費税分少なくなる。民間が納入する物品やサービスは消費税分少なくなる。量が同じなら質を落とすしかない。質が同じなら量を落とすしかない。大企業なら随意契約（随契）で政府や地方公共団体から仕事を受けているケースも多い。しかし大企業でも消費税分は減らして受注することになる。最近、緊急に防衛予算を 1,000 億円追加すると政府は決めた。その 1,000 億円のうち約 50 億円は消費税分が入っているのだ。消費税率 10%なら 100 億円、20%なら 200 億円である。防衛装備の発注の消費税分を含ませるといふ愚かさが理解できようか。笹子トンネルなどの修理・改修、学校の耐震化など全て消費税を込みにして発注される。あまりにも当然のことであるが、消費税率が上昇すれば正味発注額が減るのである。



第 17 図 正味発注額は税率上昇で減る

例えば、ほとんどの入札公告には「入札者は見積もった契約金額の 100/105 に相当する金額を入札書に記載すること」と書いてある。入札金額に消費税分上乘せして払うと謳っているのである。前述のように、消費税額は購入予算全体の中に組み込まれている。現在は政府の購入のうち安いものはほとんど一般競争入札で、その仕事を取るためにコスト割れの予定価格の 70%以下の落札価格が出る場合が多い。この熾烈さにさらに消費税が追い打ちをかけるのだ。

## 輸出企業には消費税が還付される

税理士・湖東京至さんは「消費税の最大の問題は、輸出企業への還付金制度です」という。国内の取引には消費税を適用し、外国との取引には適用しないという理屈である。彼の提示している例を税率 10% に変えて以下に示そう。

|              | 対外国 | 対日本国内 | 合計   |
|--------------|-----|-------|------|
| 売上額          | 500 | 500   | 1000 |
| 消費者から受け取る消費税 | 0   | 50    | 50   |
| 仕入額          | 0   | 800   | 800  |
| 仕入企業に払った消費税  | 0   | 80    | 80   |
| 還付額          | 0   | 30    | 30   |

第 18 図 消費税還付の例（税率 10%、単位億円）

この例では、車の外国への売り上げで消費者に 500 億円を売り上げたが、外国人から消費税を受け取る訳にはいかないということで 0 億円、しかし国内での販売額 500 億円に対しては消費税を取るということで 50 億円を日本の消費者から預かる。これは一種の日本人差別であるし、日本人の犠牲の上に成り立つ輸出産業育成策となっているのだ。

問題はさらに大きい。仕入は全て日本の部品メーカーが行い 800 億円の部品の仕入に対し、80 億円の消費税を部品メーカーに支払ったとすると、受け取った消費税は 50 億円なのに、支払った消費税は 80 億円だから、 $80-50=30$  の計算で 30 億円が税務署から車のメーカーに還付される。トヨタ本社がある豊田税務署は毎月 200 億円近くを振り込んでいるという。消費税率がアップすれば還付額はさらに上昇する。

## 大企業は輸出を増やそうとする

今までの説明で、経団連が消費税のアップを歓迎している理由がよくわかるはずだ。大企業は正社員を人材派遣会社からの派遣に切り替え、下請け外注に仕入価格に消費税を載せないように圧力をかける。現実には圧力をかけて仕入価格を減らした方が得か、正しく消費税を仕入額に載せて払い、還付を受けた方が得かはもっと細かい計算が必要だ。

下請けも正社員を抱えていると控除額が減るので、派遣に切り替える。さらに人件費が高いからと言って工場そのものを消費税に関係ない外国に持っていく。その外国の人件費が高まれば、もっと安い人件費の国に移転する。

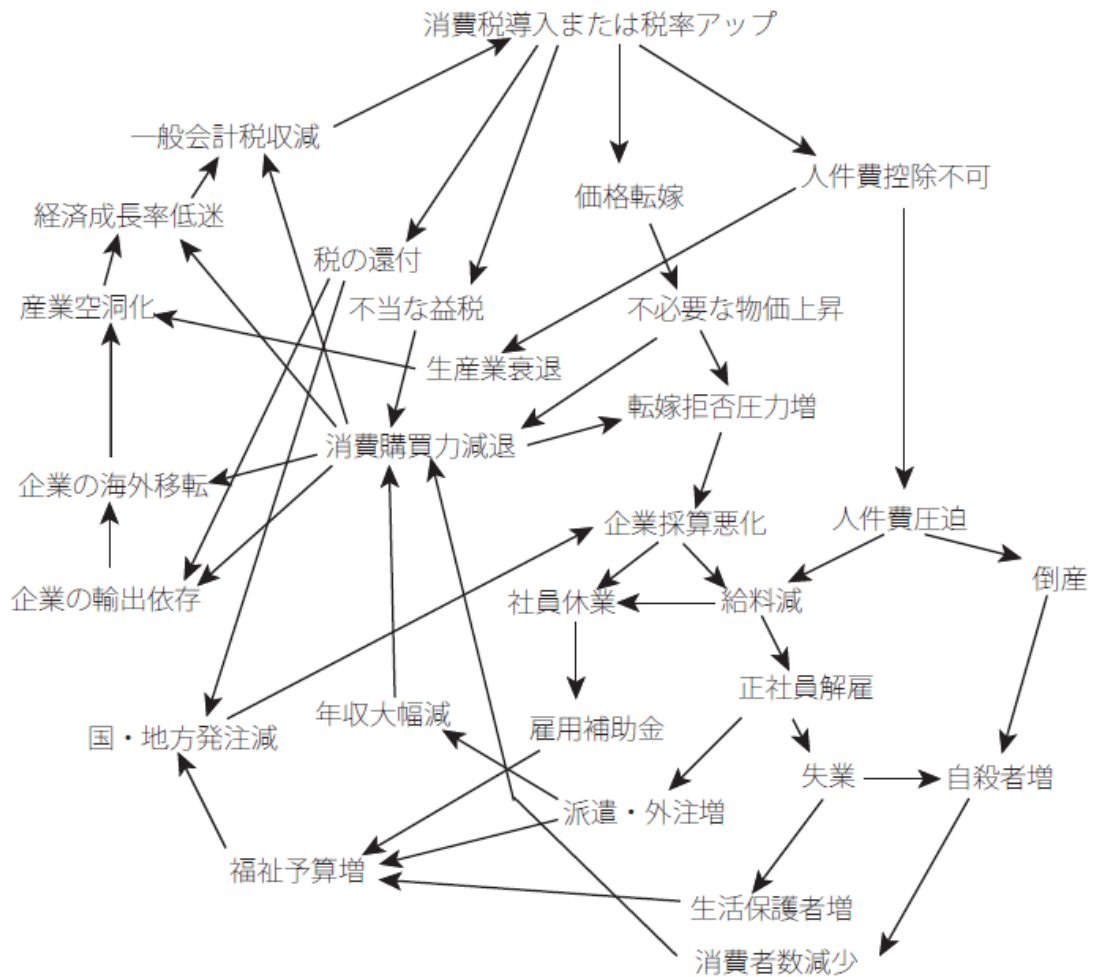
## 消費税欠陥論から消費税亡国論へ

始めに消費税の欠陥を書いたが、今までの説明でその欠陥の意味が具体的にご理解いただけたと思う。さらに消費税の最大の欠点は

- 消費税は自由主義経済を破壊し
- デフレを引き起こし
- 他の税収を削減し
- 日本経済を破綻する

ということが、ご理解頂けたものと思う。最後に消費税から始まったデフレスパイラルの図を載せる。このスパイラルはデフレどころではない。日本にとって悲劇的なデススパイラルになろうとしているのだ。

消費税導入から始まったデフレスパイラル



第 19 図 消費税導入から始まったデフレスパイラル